

2025 年 8 月 4 日

日本生命保険相互会社「ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険“フェニックスケアプラス”」の販売開始について



大樹生命保険株式会社（代表取締役社長：原口 達哉、以下「当社」）は、2025 年 10 月 1 日から、日本生命保険相互会社（代表取締役社長：朝日 智司、以下「日本生命」）の法人向け商品「ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険“フェニックスケアプラス”」（以下「当商品」）の販売を開始します。

当商品は、経営者が要介護状態に該当された場合の事業保障資金や退職慰労金準備等に対する法人のお客さまニーズが高まっていることを踏まえ、契約当初一定期間は傷害による死亡に重点的に備え、その後は、死亡保障に加え、要介護状態に該当された場合の保障を確保できる商品です。

また、契約当初一定期間について、傷害による死亡のみを保障することで、通常よりも簡単な 4 項目の告知で申込可能とするとともに、最短で 5 年経過後に、要介護状態に該当された場合および死亡された場合における事業保障資金等をより効率的に備えることを可能としています。

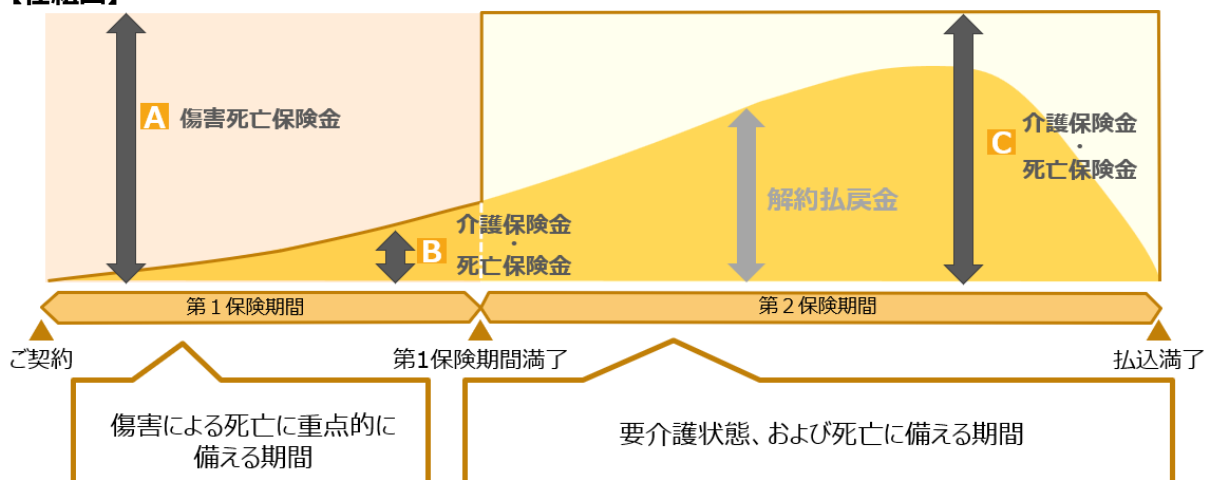
今後も両社はグループ一体となって、お客さまニーズにきめ細やかにお応えできる商品・サービスの提供に努めてまいります。

 のポイント	
POINT 1	万一の時に加え、 要介護状態該当時 にも（死亡）保険金等を事業保障資金等の財源として活用可能
POINT 2	ご勇退の際、 解約払戻金を役員等の退職慰労金の財源 として活用も可能
POINT 3	4 項目の告知のみ で申込可能

1. 商品概要

「ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険“フェニックスケアプラス”」は、保険期間を「第1保険期間」と「第2保険期間」に分離し、第1保険期間は、傷害による死亡に重点的に備え、第2保険期間は要介護状態該当時と死亡に備えられる商品です。

【仕組図】



第1保険期間

- 傷害で死亡されたときに重点的に備えております。
- B の金額（所定の要介護状態（要介護2以上等）により所定の事由に該当されたときの介護保険金、または傷害以外で死亡されたときの死亡保険金）は責任準備金と同額となり、傷害死亡保険金 A の金額を下回ります。また、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。
- 第1保険期間は、加入時にお客さまのニーズに合わせ、5年～50年（1年刻み）で設定可能です。

第2保険期間

- 所定の要介護状態（要介護2以上等）により所定の事由に該当されたときの介護保険金、または死亡されたときの死亡保険金 C は A と同額になります。

2. 保障内容

		支払事由	支払額	受取人
第1 保 険 期 間	傷害死亡保険金	責任開始時以後に発生した傷害を直接の原因として、被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	保険金額	契約者である法人
	介護保険金	責任開始時以後の傷病を原因として、第1保険期間中に被保険者が次のいずれかの状態に該当したとき ①公的介護保険制度に定める要介護2以上に該当していると認定されたこと ②会社の定める要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたこと	責任準備金額	契約者である法人
	死亡保険金	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき（ただし、傷害死亡保険金が支払われない場合に限る）	責任準備金額	契約者である法人
第2 保 険 期 間	介護保険金	責任開始時以後の傷病を原因として、第2保険期間中に責任開始時以後に初めて被保険者が次のいずれかの状態に該当したとき ①公的介護保険制度に定める要介護2以上に該当していると認定されたこと ②会社の定める要介護状態が180日以上継続したと医師によって診断確定されたこと	保険金額	契約者である法人
	死亡保険金	被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	保険金額	契約者である法人

3. 主な取扱条件

契約年齢範囲	18 歳～79 歳
保険料払込期間	全期払
保険料払込方法	月払・年払
契約者貸付	取り扱う
払済終身保険への変更	取り扱う
契約形態	以下の契約形態のみ取り扱う 契約者＝法人 被保険者＝役員 死亡保険金受取人・介護保険金受取人＝契約者である法人

4. 保険料例

【設例】 保険料払込方法：年払 保険期間満了年齢・保険料払込満了年齢：100 歳 保険金額：1 億円

契約 年齢	第 1 保険期間：5 年		第 1 保険期間：10 年		第 1 保険期間：15 年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40 歳	2,688,800 円	2,463,200 円	2,661,700 円	2,445,900 円	2,623,800 円	2,423,100 円
50 歳	3,537,800 円	3,194,100 円	3,453,200 円	3,149,600 円	3,338,300 円	3,091,000 円
60 歳	4,905,100 円	4,421,500 円	4,617,800 円	4,276,300 円	4,303,300 円	4,096,200 円

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではなく、商品の概要のみを説明したものです。

ご検討にあたっては、「商品説明チラシ」、「提案書」、「ご契約のしおり－定款・約款」および当社ホームページ等を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「ご契約のしおり－定款・約款」を必ずご覧ください。

※「ご契約のしおり－定款・約款」の内容は、発売日以降に当社ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/products/life_insurance.htm）でご確認いただけます。